

< 後期高齢者医療制度についてのお知らせ 続き >

平成22年度の保険料の軽減措置について

均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成21年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

均等割額軽減判定の総所得金額は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額になります。

ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

被用者保険の被扶養者であった方

被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

被用者保険... 協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称。(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

保険料のお支払いが難しいとき

町民課では保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は、町民課医療年金係にお問い合わせください。

産業課

問い合わせ 産業課 地域振興係 まで

第60回「社会を明るくする運動」の実施について

八百津町保護司会、更正保護女性会は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施しております。毎年7月は強調月間です。

次世代を担う青少年を非行から守り、健やかに育つようみんなで力をあわせ、明るい町を作りましょう。

強調月間 平成22年7月1日～7月31日

人権擁護委員による相談所について

人権擁護委員による相談所を開催します。相談は無料で、秘密は固く守られます。人権に関わることだけでなく、お気軽に相談ください。

とき 7月15日(木) 午後1時30分から午後4時まで

ところ ファミリーセンター、久田見生活改善センター

相談員 酒向光隆・大山和子・亀井和彦・和田義昭